

リスト依存の問題（化学製剤考察の連載を終えて）

第一輸出管理事務所 米満啓

1.余話3つ

本欄は2月から5回にわたって化学製剤に関する考察をお目に掛けてきました。（掲載日は2.16、3.21、4.2、4.13、4.17） ついては、その間感じていたことを3つほど聞いていただきたいと思います。

まず第1は、このテーマに手を着けるきっかけです。

発端は中国の規制リストの研究でした。昨年来、中国の輸出管理法（中国名；出口管制法）制定の動きが世間を騒がせています。同法案は再輸出規制も含んでいるため、中国からの調達を行っている日本企業も規制該非の判定に取り組む必要が出てきます。調達品の中国リスト判定を現地側へ丸投げすることには、不安を持たれる企業も多いことと思いますから。また日系在華法人の中には、（再輸出規制がなくても）今までよりもっと中国リストによる該非判定に力を入れよう、というところも多いのではないかと思います。

そうした方々の力になれるよう、私も中国リストの勉強を始めました。その際意識したことは、我が国の輸出令との対応関係です。日中それぞれのリストをバラバラに勉強しても効率が悪い。輸出令の該非はどこの企業でもなさっているだろうから、それを踏まえた上で中国独自の規制があるかを見ていくという手順が効率的だろうと。

そこで手始めに「各类监控化学品名录」（各種規制化学品リスト）を、輸出令別表第1の1項(13)・3項(1)と対照しながら調べたところ、今回指摘した問題にぶつかったというわけです。

当事務所は中国規制該非判定でお困りの皆様のお役に立てるよう、これから順次化学品以外についても中国規制リストの理解を進めていくつもりでおります。準備が整いましたら、あらためてご案内致します。（以上コマーシャルでした）

感想の第2は、化学品関係の規制条文をきちんと読んでいる人が意外に少ないことへの驚きです。

連載で指摘した程度の条文不備、なぜ今まで放置されてきたのでしょうか？ 当局もまさかだったと思いますが、私たち民間の側もなぜ気づかずにいたのでしょうか？ 注意深く読んでいなかったからとしか説明のしようがありません。だとしたら、みんな条文をきちんと読まずに該非判定してきたということになるのではないか？（幸い私は機械メーカーで働いていたこともあって、有機リン化合物の判定に関係する場面がありませんでしたが）

3番目に申し上げたいのが、リスト依存の問題です。ちょっと話が長くなるので節を改めて述べることにします。

2. リスト依存の問題

連載本文にも書きましたが、輸出令 3 項(1)／貨物等省令 2 条 1 項三号へのスタイルは「この品目を規制する」という品名記述ではなく、「こういう品目を規制する」という属性記述です。

これは化学にさほど通じていない私たち（もちろん私も！）にとって、ちょっとつらい書き方といえます。パラメータシート（下記）で例示された 13 物質以外にも規制物質はあるのをウツカリしてしまいそうですから。（シートにも「□その他」という升目あり）

□三、(へ)：炭素数が 3 以下である 1 のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物	
但し、右記のものは除く □O－エチル＝S－フェニル＝エチルホスホノチオロチオナート (別名ホノホス)	
<□メチルホスホン酸ジエチル	□ジエチルメチルホスホニット
□メチルホスホン酸ジメチル	□エチルホスホン酸ジメチル
□メチルホスホン酸ジクロリド	□ジフルオロエチルホスフィン
□エチルホスホン酸ジエチル	□ジフルオロメチルホスフィン
□ジクロロエチルホスフィン	□メチルホスホン酸
□エチルホスホン酸ジクロリド	□メチルチオホスホン酸ジクロリド
□ジクロロメチルホスフィン	□その他() >

ついつい（13 物質以外にも網羅した）「もっと充実したリストはないの？」と言いたくなりますよね？

やっと見つけた経産省の APPENDIX_2_-_HANDBOOK_ON_CH という資料には、三号へに対応する CWC コード 2B04 の物質が 176 個も出てきました。同じく経産省の化学物質管理サイト（http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html）で「届出・申告の対象化学物質の一覧」を開くと、2B04 のデータは 374 個。OPCW サイト（<https://www.opcw.org/our-work/non-proliferation/declarations-adviser/handbook-on-chemicals/>）の Handbook on Chemicals 2017 では 383 個がヒットします。

キリがないと思いませんか？ いくらやってもモレはなくなるのではないかと。

実際、上記のような充実したリストのいずれも「メチルホスフィン…CAS 595-54-4」や「エチルホスフィン…CAS 593-68-0」といった、ごく基本的な物質の記載がないのです。

充実したリストの有用性は疑いありません。しかしそれさえあればよい（あとは検索するだけ）というのが誤りであることも事実なのです。たとえ掲載がなくても規制該当はありえます。「属性記述から判断する能力」は依然として必要なのです。

ところでこの構図、どこかで見たことがあると思いませんか？

3. 取引審査のアナロジー

私が思い浮かべたのは取引審査における要注意顧客リストです。

その種のリストといえば、真っ先に登場するのが経産省の外国ユーザーリスト。次いで CISTEC の Chaser リストでしょう。ベストプラクティス好きの熱心家になると「もっと他のリストも見たい」とおっしゃるかもしれません。最近だと、中国の軍事四証制度がもてはやされていますから、「中国の百余りの大学が保密資格を保有」などと聞けば「そのリストはどこ？」という展開になりそうです。

でもどこがアナロジーなんだ？ より充実したリストを見たいというのは自然な欲求だろう？ それをなぜネガティブに言われなきゃいけないんだ？ そう思われる方も多いでしょう。

はい、様々なリストを活用して情報を集めるのは大切なことです。（私もネガティブになんか思っていない） ただもっと大切なことがあるのを忘れずにいただきたいと思います。より大切というのは「情報を集めたあと」です。

御存知の通り外国ユーザーリスト掲載企業といえども即アウトではありません。（もっとも「即やめとく」というのも有力な選択肢ではありますが） まして Chaser に載っているというだけなら、中国の一流大学は清華大学も北京大学も大部分がアタリです。またちょっと前の Chaser には南洋工科大学、シンガポール国立大学（NUS）も載っていました。

しかし NUS などのアタリで「即やめとく」人は少ないでしょうね。ではどうするか？

使用部門の情報も踏まえ、頭をフル回転させ、用途情報（大抵は平和的な内容）を信じてよいか、懸念用途に使われるリスクが小さいかを判断するわけです。

もちろん ハズレ（懸念顧客リストに掲載なし）であっても、即セーフではありません。用途情報に不自然なところはないか、係累にヘンなのがいそうでないか等々、頭を使うことはたくさん残っています。

なお軍事四証の大学ですが、「百余りの…」という記事のサイトに掲載されているのは 61 大学まで。（しかも重複あり） 更に見落としてはならないのが同サイトに「基本所有教育部直属的理工高校全部通过国家军工二级保密资质认证（基本的に、教育部直属の理工系大学のほとんどが二級保密資格の認証にパスしている）」とあること。（実際にはまだ認証申請準備中の大学もあるようですが） http://blog.sina.com.cn/s/blog_acc720f30102wbeg.html

個別の校名を知っても大して役には立たない、ということではないでしょうか。

これでなんとなく省令 2 条 1 項三号へとのアナロジー、感じていただけましたか？

大切なことなので繰り返します。リストによるチェックまでは知識の問題、そのあとは見識の問題ということ。それゆえに リストに頼り切るのではなく、頭も大いに使ってくださいと切に希望する次第です。それが化学品の判定であれ、取引審査であれ。